

日本臨床ウイルス学会会則

- 第1条 本会は日本臨床ウイルス学会という。
- 第2条 本会は臨床ウイルス学の進歩を促進し、会員相互の連絡をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は前条に規定する目的を達成するために次の事業を行う。
1. 学会の開催
 2. 機関誌「臨床とウイルス」の発行
 3. その他本会の目的達成に必要な事業
- 第4条 本会の事務所は付記に定める施設内におく。
- 第5条 本会の会員は次の3種とする
- 1 正会員 本会の目的に賛同して入会したもの
 - 2 賛助会員 本会の事業を援助するため入会したもの
 - 3 名誉会員 本会の発展に特に貢献したもので
幹事の推薦に基づき総会で承認されたものとする。
- 正会員と賛助会員は所定の会費を納入しなければならない。
- 名誉会員は会費の納入を免除する。
- 第6条 会員は本会の行事、各種の事業に参加し、機関誌の配付を受けることができる。
- 第7条 本会の経費は次の諸収入によってまかなわれる(1. 会費 2. 寄付金 3. その他)。
- 第8条 会費は年会費とし、付記1の定めによる。
- 第9条 本会の会計年度は毎年1月1日にはじまり12月31日に終る。
- 第10条 本会には次の役員をおく。会長1名、総務幹事1名、幹事15名、監事2名ただし幹事のうち若干名を常任幹事とする。
- 第11条 会長は幹事の推薦に基づき、総会において定める。
- 第12条 会長は会を代表し、会務をすべる。
- 第13条 幹事は会員より選び総会において定める。任期は2年とし再任を妨げない。
- 第14条 幹事は会務を執行し、会長を補佐する。常任幹事は常務を処理し、総務幹事はそれを総括する。
- 第15条 幹事会は会長により、定期的または必要に応じて召集され会の運営その他をはかる。幹事会の議長は会長があたる。
- 第16条 総会は毎年1回開く。本会の予算および決算、会則の変更その他重要な項目については総会の承認を得なければならない。

附則 1. 本会則は昭和58年6月24日より施行

2. 昭和59年6月1日 附則一部改訂
3. 平成18年6月5日 附則一部改訂
4. 平成27年6月13日 よりこれを施行する。

付記

1. 本会の年会費は、正会員10000円、賛助会員100,000円とする。
2. 本会の事務局は、
〒108-8641 東京都港区白金5-9-1
北里生命科学研究所 ウイルス感染制御 I におく。